

良質な個別サービスの実施(情緒障害児短期治療施設)

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
A-1 利用者の尊重						
(1) 利用者の尊重						
1	1					各担当部が連携し定期的に個別面接を行うなど、個々の子どもの気持ちを汲み取りながら子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。
2	2					集団行動訓練や社会生活技能訓練(SST)等を通じて施設生活、社会生活の規範等守るべきルール・約束ごとを理解できるように子どもに説明し、責任ある行動をとるように指導している。
3	3					部屋・室長会議、意見箱、個別面接等子どもが自由に意見を表明する機会を設け、職員間での協議を要する要望等については、協議後、子どもが全員参加している場面で説明あるいは掲示するなど子どもの意見に可能な限り応えている。
4	4					外出行事やクリスマス会などで子どもたちの主体性を育むことを目的に職員合同実行委員会を設け実施している。また、部屋・室長会議を月1回開催するなど子どもたちの特性を考慮しつつ可能な限り支援している。
5	5					発達の段階に合わせて学園生活における規則や援助についての資料を準備し説明を行っており、お楽しみ会や園外活動などの行事の際には職員と子どもたちとで話し合い、できるだけ子どもたちの意向を汲み取るようにしている。
6	6					施設生活において分校と連携し、多種多様な経験を積ませるような機会(自然体験、職場実習、グループワーク、退園後の社会生活を考慮した公的サービスの利用法等)を設定し、子どもの健全な成長や問題解決力を形成できるように支援している。
7	7					可能な限り多くの人たちとのふれあいを通して、子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。
8	8		-			常に児童相談所との連携を図り、本人の希望や必要があれば知らせるようにしている。その場合も子どもの発達過程や個別の事情に配慮し伝え方を慎重にしている。
(2) 利用者の権利擁護						
9	1					職員の「行動規範」のなかに体罰の禁止が明記されており、日々の業務のなかでも具体的な体罰について取り上げ、その有無の確認などその防止に努めている。
10	2					職員に不適切な関わりの防止を徹底するため、具体的な例を示して早期発見、早期防止に取り組んでいる。
11	3		-			思想・宗教の自由を尊重し、他者の権利を妨げないよう配慮している。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
12	4					子どもの行動の自由などの規制については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。
A-2 日常生活支援						
(1) 食生活						
13	1					食事は、子どもの個人差や体調、疾病、アレルギー等に配慮した内容で提供されており、毎月給食会議を開催し、食生活の向上に努めている。また子どもたちの誕生月には希望メニューを提供している。
14	2					子どもの生活時間に合わせた食事の時間が配慮されている。
15	3					平成17年度より「食育」に取り組み、バイキング方式の食事体験やテーブルマナーの習得、家庭菜園の実施のほか、帰宅できない子どもに対しては、家庭での食生活の体験として調理体験をさせるなどしている。
(2) 衣生活						
16	1					低年齢児に対しては衣生活の支援を「絵」を用いて理解できるよう支援している。他の子どもたちについても洗濯の指導や衣類の点検を季節やTPO(時・場所・場合)に合わせて適宜行っている。
17	2					学園生活は、子どもが自己表現できるように基本的に私服であるが、家庭の事情などで衣服が自宅から持ち込めず自由な選択ができない子どもに対しては、職員が好みを聞き、買い物に行く等支援している。また洗濯、着替え、衣類の整理・保管などの衣習慣を習得できるように支援を行っている。
(3) 住生活						
18	1					各居室に個々の整理棚やタンスが設置され冷暖房や必要に応じてシャワーが使えるなどの配慮があるが、建物が老朽化しているため「快適さ」という観点からは十分とは言えず、今後の改善を待ちたい。
19	2					整理整頓、掃除等の習慣が身に付くように生活指導のなかにSST(社会生活技能訓練)を取り入れている。居室の掃除は子どもたちの当番制として職員が見回り指導を行っている。また女子においては衣類の修繕を希望した場合、指導するといった取り組みなどが見られる。
(4) 衛生管理、健康管理、安全管理						
20	1					発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。
21	2					看護師と分校養護教諭が連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
22	3					保護者からの強引な引き取りに際しては、児童相談所や警察と連携して対応することにしており、常に日常のミーティングなどで情報交換に努めている。
(5) 問題行動に対する対応						
23	1					問題行動のある子どもについて、その特性等あらかじめ職員で情報を共有し、もし問題行動を起こした場合、反省や原因の振り返り等生活指導や面接を通して対応している。
24	2					子どもに配布する「学園規則」のなかに「弱いものに対する嫌がらせ、いじめはいかなる理由があろうとも絶対にしてはならない」と明記し、理解の徹底を図る一方、日頃から分校との緊密な連携や個別面接を実施するなかで防止への取り組みを行っている。
(6) 自主性・自律性を尊重した日常生活						
25	1					子どもが主体的に行事の参加・運営に関わることができるように、クリスマス会や運動会、外出行事の際には、部屋・室長会議をはじめ職員と子どもの合同実行委員会を作るなど子どもたちの意見が反映されるように配慮している。
26	2					休日等に子どもが自由に過ごせるようにスポーツ用品の準備やゲーム機器の貸し出し、また子どもの好みを聞き、職員がレンタルビデオを準備するなどの配慮をしている。また園からの外出については子どもたちの特性上職員が同行することになっている。
27	3					子どもの「小遣い管理要領」が定められ、小遣いで買い物をしたい場合は、週1回セラピストと一緒に体験することができ、小遣いの使い方などの指導を行っている。
(7) 学習支援等						
28	1					特定の学習室は無いが、居室に机が設置されている。学習支援として小学生を対象に宿題の支援や中学3年生を対象とした受験対策の補習、個々の学力に応じて夏休みの補習などの取り組みがなされている。
29	2					分校において中学2・3年の3学期に性教育のカリキュラムを準備し、性についての正しい知識が持てるように支援している。園内でも医師による性についての研修など正しい理解を促す取り組みが行われている。
30	3					分校との連携を常に持ち、個別のケース会議にも学校から参加している。また個々の子どもに対する生活指導、学習指導、進路指導についても学校との連携・協力を基に進めている。
(8) メンタルヘルスおよび医師による治療						
31	1					個々の子どもに週1回カウンセリングを実施し、集団によるコミュニケーション活動や表現活動を行うなど心理的支援を行っている。
32	2					ケース会議を行う際には、子どもと医師とが面談し、治療に関する適切なアドバイスを受けている。また医師による職員研修や精神医学研修を毎月1回開催している。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
A-3 自立支援						
(1) 進路指導等						
33	1					進路の自己決定については、退園後の居住場所を基本に家族・分校・原籍校・児童相談所と連携を図りながらケース会議等で検討し、奨学金など経済的な援助の仕組みについては、分校が資料提供するほか、「退園時アフターケア及び予後調査実施要領」により退園後の状況把握にも努めている。
34	2					分校が主体となって中学生からのカリキュラムを組み、職場実習や職場体験の機会を持つなどの社会経験の拡大に取り組んでいる。
(2) 家族とのつながり						
35	1					子どもの学園生活の様子を定期刊行物の広報誌に掲載し、家族に知らせている。また、個別の保護者会の折りに相談を受けたり、面談ができない家族に対しては、セラピストが中心となって電話連絡や手紙で連絡をするなどの取り組みをしている。
36	2					児童相談所と連携を図りながら適宜、「面会」「外出」「一時帰宅」と段階を踏みながら実施している。また帰省についての内部規定を作成し帰省の目的を明文化するなど積極的な取り組みと判断される。
(3) 家族への援助						
37	1					保護者と定期的に個別の面談を実施し、保護者と連絡がとれない場合は、児童相談所と連絡を取り合うか、場合によっては市役所の協力を得ながら家族との連絡をとる手段を考えるなど積極的な関わりをもつ努力が伺える。
(4) 通所による援助						
38	1					夏休みに『のびのびキャンプ』など子どもの自立支援に向けた短期プログラムを実施しているが、在宅支援としての通所指導を行うまでには至っていない。